

【個人情報ファイル簿】

個人情報ファイルの名称	介護保険過誤申立関係書類
実施機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 介護保険課
個人情報ファイルの利用目的	介護保険過誤申立にかかる審査事務に利用するため。
個人情報の記録項目	1：被保険者氏名、2：フリガナ、3：サービス提供年月、4：申立事由コード、5：申立事由、6：事業所在地、7：事業所名、8：代表者名、9：電話番号、10：担当者名、11：事業所番号、12：件数、13：既請求額、14：再請求額、15：過誤申立年月、16：再請求年月
記録される個人の範囲	介護保険過誤申立書に記載の被保険者
記録情報の収集方法	事業所の申請による
要配慮個人情報の有無	☐ 有 ☒ 無
記録情報の経常的な提供先	兵庫県国民健康保険団体連合会
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 総務課 総務係
	(所在地) 加古川市加古川町北在家 2000 消防庁舎 2 階 行政資料室
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	根拠法令： 内 容：
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無 ☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備考	

「法」・・・個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

「令」・・・個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）